



# ふれあい・いきいきサロン通信

ふれあい・いきいきサロンは地域の誰もが気軽に参加できる地域の楽しい集いの場です

## ～令和2年度サロン交流会は中止とさせていただきます～

毎年開催していた多摩市のサロンが集まる「サロン交流会」ですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、皆様の健康と安全確保のため今年度は中止とさせていただきますと致しました。

交流会は中止となりますが、コロナウイルスの状況下でどのように活動されているか、他のサロンに聞いてみたいこと等について、アンケートに回答していただく形で聞き取りをさせて頂き、「ふれあい・いきいきサロン紙面交流会冊子」としてまとめ、紙面上での交流が出来ればと考えております。

つきましては、同封のアンケートへのご協力をお願いいたします。アンケートの締切は、**令和3年1月29日(金)まで**とさせていただきます。詳細は別紙「令和2年度ふれあい・いきいきサロン交流会 開催中止のお知らせ」にてご確認くださいませようお願い致します。

寒くなり、全国的に感染者数が増加しています。

## ～冬季の感染対策について～

### ① 冬の換気は室温が下がりにすぎない工夫を！

換気時の急な温度の変化に注意



暖房をつけながら、**窓を少し開けて常時換気**しておくことで、室温を保ちながら換気することが出来ます。

また、廊下を活用した**二段階方式の換気**や**24時間の自動換気システム**がある建物では、窓を開けずに建物内の空気を入れ替えることが出来るので有効です。

### ② 空気が乾燥する冬は飛沫感染に注意！



湿度が低い空間ではウイルスが飛散しやすくなるため、**湿度を保つことが重要**です。

一般的に湿度が下がることで、のどの粘膜の働きが弱くなってしまうため、加湿器を使った対策もポイントです。

### ③ 手洗い・うがい・消毒・マスクの着用

こまめな手洗い・うがい・消毒や、会話の際のマスクの着用については、引き続き継続をお願いします。

サロンでのケガや事故が発生しています。

## ～ふれあい・いきいきサロン保険の内容について～

最近、サロンの行き帰りや活動中に怪我をしてしまったという報告が続いています。もしも参加者が怪我をしてしまったら……。サロン保険について、改めてお伝えします！登録サロンに対し、社会福祉協議会の負担で加入する保険の補償内容は次の通りです。

①被保険者（保険の補償を受けられる方）

・・・「ふれあい・いきいきサロン」の参加者および世話人（スタッフ）

②対象となる活動

・・・登録申請書に基づく「ふれあい・いきいきサロン」の活動

※サロン活動中だけでなく、家と会場の行き・帰りも対象となります。

※開催日を変更する場合、外出などで開催場所を変更する場合は、事前に社会福祉協議会まで連絡が必要です。（保険会社へ連絡するため）



怪我や事故に遭われた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。通院にかかる交通費なども対象となる場合があります。早めに連絡をいただくことで、領収書等必要な書類についてお伝えすることが出来ますので、ご協力お願いいたします！

★市内のふれあい・いきいきサロン数（ラウンジを除く）113ヶ所 ※令和2年12月28日現在

## お知らせ

### 令和3年度のサロン登録および助成金の申請について

毎年、サロン交流会にて次年度のふれあい・いきいきサロン、近所 de 元気アップトレーニングの登録および助成金の申請についてご案内しておりましたが、今年度は交流会を中止するため、2月頃にご案内と提出いただく書類を送付させていただきます。

お手数お掛けいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

▽問合せ (社福)多摩市社会福祉協議会 地域福祉推進課 まちづくり推進担当  
多摩市関戸4-72 Gateway・コミュニテ7階 多摩ボランティア・市民活動支援センター内  
TEL 373-5616 FAX 373-6629

ふれあい・いきいきサロンの助成金やサロン保険は、「歳末たすけあい運動」募金や、社協会員賛助金を財源としています。